

不動産業者と「約束文書」

習志野市の荒木市長

初当選直前交わす

自筆でサイン、母印も

習志野市の荒木市長(左)が初当選直前の一九九一年一月、民間不動産業者との間で、「約束文書」を交わしていたことが八日、同市長が市議会議員を集めて開いた説明会で明らかになった。この不動産業者は、市有地二重取得など同市で起きた一連の土地問題にかかわった人物。荒木市長は自分が記載した事実を認めているものの、「記載したのは当時掲げていた公約で、業者に対し便宜を図る内容のものではない」と主張している。

文書には「谷津七丁目」の民間不動産業者などとの間で、一九八八年までに五回も市有地の中心の場所になるよう最善の努力をする(調整区域の解除)「市長に当選したとき約束します」などと記載されており、荒木市長が初当選する二カ月前の「平成三年(一九九一年)二月六日」の日付と、当時は民間人だった荒木氏と同業者のサインと母印がともに押されていた。

文書に記載されている谷津七丁目の土地は、現在も調整区域の解除は行われていないが、過去に市の外郭団体と別

この土地はその後転売が繰り返され、同不動産業者の関係企業の所有となっていたが、荒木市長は九七年六月議会最終日の閉会直後、保守系

千葉日報社の取材に対し、同不動産業者は「領収書などの内容もすべて事実」と話している。

1. 大久保の商店街の発展のための用地変更(容積率 $\frac{60}{100}$)とするお最善の努力をする。
2. 谷津7丁目(道の北側)については、習志野市の中心の場所になるよう最善の努力をする。(調整区域の解除)
3. 上①②についてはよく話し合いをする。平成3年2月6日
4. 但し、市長は容積率 $\frac{60}{100}$ を約束した。

荒木市長本人が記載した文書(コピー)。サインの横には母印も押されている。

「政治的未熟さ反省を」

習志野百条委

報告書案大筋まとまる

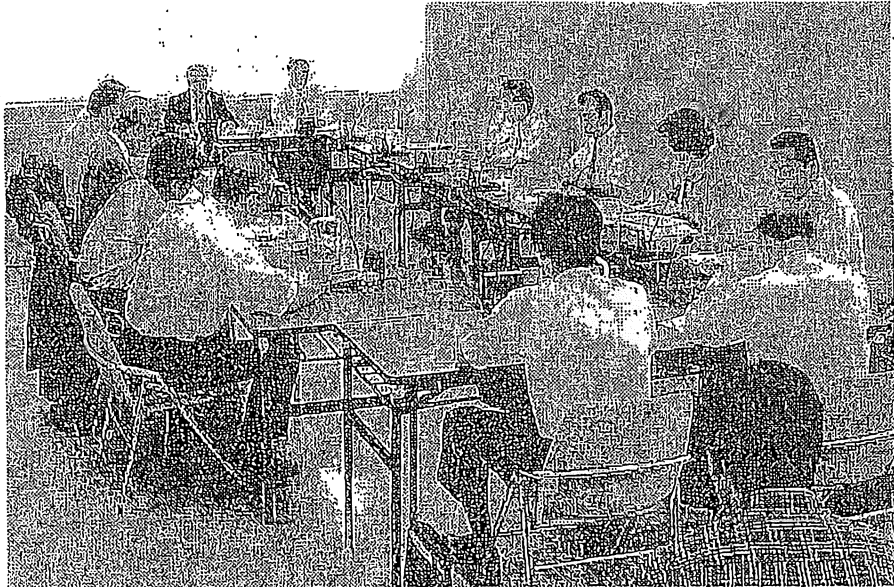
荒木市長の責任指摘

5000万円受領は解明困難

習志野市の荒木勇市長と不動産業者「故人」をめぐる念書疑惑と一連の土地問題で、真相を究明する百条委員会(吉田順平委員長、委員十六市議)が九日開かれた。この日は前回(五月十六日)に引き続き吉田委員長が証言などを基に作成した報告書案に対する審議が行われ、内容について大筋で合意に至った。これを受けて最終的な委員長報告は、九月四日開会予定の九月定例市議会の冒頭に行われる。

昨年七月に設置された同委員会は、不動産業者の死去「同年九月」などを理由に、多くの疑惑を残したまま今年四月十一日の会合をもって既に真相究明に関する実質的な調査活動を打ち切っている。前回のまとめ協議では、報告書の原案について、市長派議員が大幅修正を求めて反発。このため報告書案は焼き直され、再び委員会に提出された。

政治的・道義的責任について「自ら招いた疑惑を積極的に解明し、信頼回復に努める姿勢が見られなかった」とは誠に遺憾。猛省を促すとともに、今後十五万市民が納得できる明るい市政運営を行うよう強く要望する」とした。そのうえで、再発防止に向けて政治倫理条例の制定やオンブズマン制度の導入を検討するよう提案している。



委員長報告案を大筋でまとめた習志野市議会の百条委員会。9日午後一時すぎ、習志野市役所5階会議室

この日、報告書案の内容は大筋で合意したものの、荒木氏が初当選直前の一九九一年、不動産業者と土地開発を約束した文書については「公約文書」とする判断と、「密約文書」とする見解の二通りが表記される結果となった。

一方、荒木市長に対しては「特定の個人と文書を取り交わしたことが、市政の混乱の原因をなしたことは否定できない。政治的未熟さを十分反省しなければならぬ」と指摘し

J R 津田沼駅南口開発整備代替用地等の転売に係る調査資料

平成22年4月5日作成

※ 下記の不動産は平成9年9月29日に関連三社により同日売買契約で売買が行われると同時に中間省略契約により、同時に最終買主へ所有権移転登記が行われた経緯を調査したものである。

所在	地番	地目	地積(㎡)	単価(円/㎡)	中間省略社と売買金額	売主	中間省略売買社	最終買主・代払人
習志野市谷津7丁目	1558-1	宅地	621.18	420,000	売主 ナノ総合企画(有) 金額 ?	港区赤坂 4-14-28 ナノ総合企画(有) 藤代芳樹社長 千葉市花見川区花園 2-8-10 平成10年7月31日 解散 精算人 近藤光輝	習志野市谷津 7-6-18 (株)新平和 平野和男社長 習志野市谷津 3-1-81-1002 契約立合人 弁護士 渡辺惇 代払人 習志野市開発公社 理事長 鳥羽潤一郎	習志野市鷺沼 1-1-1 習志野市 市長 荒木勇 契約立合人 弁護士 渡辺惇 代払人 習志野市開発公社 理事長 鳥羽潤一郎
//	1558-2	//	19.88	420,000	買主 (株)新平和 中間			
//	1552	雑種地	1,021.00	213,000	売主 (株)新平和 省略 金額 993,568,000 円 買主 習志野市 支払人 習志野市開発公社			
//	1567-1	//	568.00	213,000				
//	1567-2	//	561.00	213,000				
//	1567-3	//	598.00	213,000				
同所 家屋番号	1558-1	事務所	219.15	0	テナント・7つ別コート クラブハウス・施設設備等			
習志野市谷津7丁目	1555-1	雑種地	1,434.00	258,000	売主 オクタ土地開発(有) 金額 ?	港区赤坂 4-14-28 オクタ土地開発(有) 鈴木龍史社長 川崎市中原区上小田中 1-26-19-801 平成10年7月31日 解散 精算人 近藤光輝	東京都葛飾区奥戸 4-19-12 (株)太基 横田耕作社長 03-2838-3711 習志野市藤崎 1-4-11 契約立合人 弁護士 濱田弘幸	習志野市鷺沼 1-1-1 習志野市 市長 荒木勇 契約立合人 弁護士 渡辺惇 代払人 習志野市開発公社 理事長 鳥羽潤一郎
//	1556	//	882.00	258,000	買主 (株)太基 中間			
//	1557-1	//	93.00	258,000	売主 (株)太基 省略 金額 769,614,000 円 買主 習志野市 支払人 習志野市開発公社			
//	1564-1	//	574.00	258,000				
習志野市谷津7丁目	1563-1	雑種地	595.00	227,000	売主 トリオン企画(有) 金額 ?	港区赤坂 4-14-24 トリオン企画(有) 藤崎孝範社長 川口市金山町 12-30-209 平成10年7月31日 解散 精算人 近藤光輝	船橋市本町 4-8-20 (株)アビスパ 尾形誠社長 047-426-4624 船橋市咲ヶ丘 2-44-11 契約立合人 弁護士 濱田弘幸	習志野市鷺沼 1-1-1 習志野市 市長 荒木勇 契約立合人 弁護士 渡辺惇 代払人 習志野市開発公社 理事長 鳥羽潤一郎
//	1564-2	//	251.00	227,000	買主 (株)アビスパ 中間			
//	1565-1	//	1,415.00	227,000	売主 (株)アビスパ 省略 金額 845,348,000 円 買主 習志野市 支払人 習志野市開発公社			
//	1566-2	//	786.00	227,000				
//	1566	//	727.00	227,000				

土地問題で百条委

「疑惑の市長猛省を」

習志野市議会 再発防止策を提言
委員長報告書

習志野市議会の市有地取得に関する調査特別委員会（吉田順平委員長）が九日、同市役所であった。吉田委員長が作成した調査結果の最終報告書が大筋で承認され、来月四日開会の九月議会に報告されることになった。特別委のこれまでの調査では、市有地取得をめぐる荒木市長と不動産

業者との疑惑について解明できず、報告書は「市政の土地取得に疑惑を招いた荒木市長に猛省を促す」とし、再発防止策を提言するだけにどまった。特別委ではこれまで、市が一九九七年に取得した丁津田沼駅南口再開発事業用地（谷津七丁目）について、荒木市長が初当選した

九一年の市長選直前に、不動産業者と文書をかわし、売買を約束していたかどうかについて調査した。また同じ不動産業者から、九六年に都市計画道路用地として取得した土地（藤崎五丁目）についても、境界誤認による二重支払いから、市に損失を与えたのではないかという点について調べて

いた。報告書では、市が同一不動産業者が関係する土地取得を短期間に行い、その手続きに不透明な部分があったことを指摘。しかし証人や参考人などの証言が対立するなどし、「いずれもその正しさを証明するものは示されなかった」とした。特別委設置の原因となっ

た谷津七丁目の土地をめぐる「文書」については、「特定の業者に出された『念書』で、汚職につながる重大行為」という意見と、「施策を示した公約文書で問題はない」という意見に解釈が分かれ結論が出なかったため両方を併記した。特に荒木市長に対し、「積極的に疑惑を解明し、信頼回復に努める姿勢が見られなかった」と反省を求めた。また、再発防止のため、組織内で相互点検できる態勢をつくったり、政治倫理条例の制定やオンブズマン制度の導入をしたりすることを提言した。